

広島市中小企業支援センター

【所在地】

〒733-0834 西区草津新町一丁目 21 番 35 号

(広島ミクシス・ビル 2 階)

電話 082-278-8032 FAX 082-278-8570

ホームページアドレス <http://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、8 月 6 日を除く)

相談時間の目安は、1 回あたり 50 分です。

①経営相談

専門家による経営相談は、月・火曜日の午前 9 時～午後 1 時、木・金曜日の午後 1 時～午後 5 時に対応しています。ただし、コーディネータ・職員は常時相談に応じます。お待ちいただく場合等があるため、事前予約をお勧めします。

②資金繰り相談

専門家による当面の資金繰りへの対応策に関する相談は、水曜日の午後 1 時～午後 5 時に対応しています。お待ちいただく場合等があるため、事前予約をお勧めします。

③事業承継相談

広島県事業引継ぎ支援センターの相談員による、事業承継に関する相談は、第 1 木曜日の午後 1 時～午後 5 時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の 3 日前までをお願いします。

④法律相談

弁護士による経営に関する法律相談は、第 2 木曜日の午前 1 時～午後 5 時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の 3 日前までをお願いします。

⑤特許・商標相談

広島県発明協会の知財活用アドバイザーによる、特許・商標に関する相談は、第 3 木曜日の午後 1 時～午後 5 時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の 3 日前までをお願いします。

⑥創業資金相談

日本政策金融公庫職員による創業、第二創業を中心とした資金相談は、第 4 木曜日の午後 1 時～午後 5 時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の 2 日前までをお願いします。

⑦創業特別窓口相談

広島市内でこれから創業を予定する方等を対象とした、専門家による事業計画の策

定や資金調達、販売促進等に関する相談は、第3日曜日の午前9時～午後1時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の3日前までにお願いします。

【相談業務内容】

中小企業診断士や弁護士等の専門家、当センターのコーディネーター職員が、広島県西部地域（広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町）の中小企業者や創業予定者が抱える様々な経営課題や経営上の悩みを解決するための相談に応じます。

【相談料】

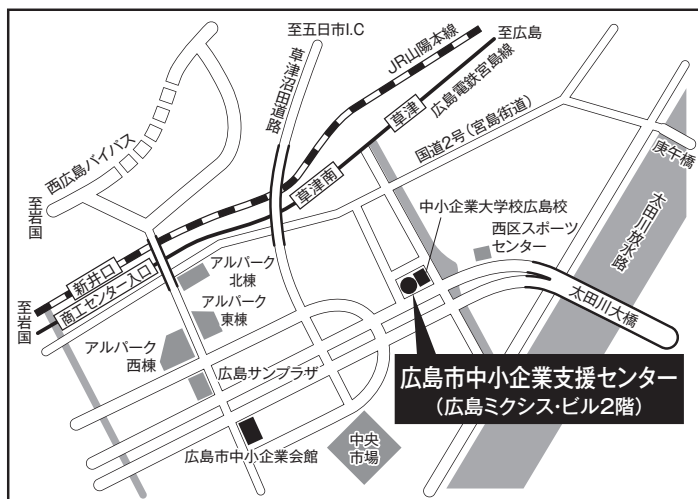
無 料

【相談方法】

電話又は直接来所。

来所の際は、できるだけ事前の予約をお願いします。

【周辺図】



〒733-0834

西区草津新町1-21-35 広島ミクシス・ビル2階

交通機関のご案内

- ・ 広電草津駅・草津南駅から 徒歩 15 分
- ・ 草津バス停から 徒歩 10 分
- ・ 広電商工センター入口駅から 徒歩 20 分
- ・ JR 新井口駅から 徒歩 20 分